

教育会議
関連資料

教育会議の事業について

1. 教育会議の事業

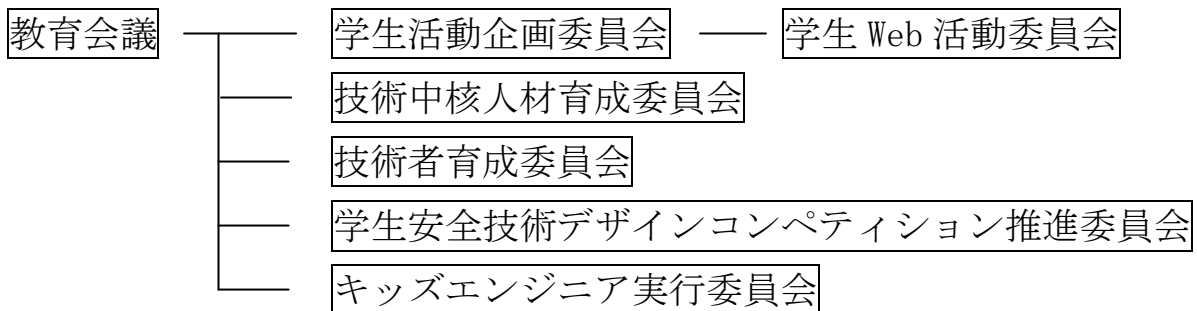
規則より

第2条 教育会議組織は、本会の目的を達成するため、学童、学生及び社会人への社会教育活動並びに技術者育成事業を行うため、各種催事及び制度の企画・推進・調整を行う。

第4条 教育会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 学童、学生及び社会人への社会教育活動
- (2) 技術者育成事業
- (3) 技術者のレベル認定事業
- (4) 優れた学生並びに技術教育に貢献した者及び団体の表彰
- (5) その他研究機関、学会、団体等との学生間の交流及び協力

2. 教育会議の組織図



3. 教育会議組織の活動

	委員会	主要事項	備考
1	学生活動企画委員会 委員会 3回/年	<ul style="list-style-type: none">▶ 学生を対象とした教育・人材育成に関する活動全体の検討、主に支部の学生活動（学自研）の連絡・調整を行う。▶ 大学院研究奨励賞の授賞。▶ 学自研功労賞の授賞。▶ 学自研報告の実施（会誌への掲載）。▶ 学生・キッズ向け事業支援金の徴募方策の検討。▶ 学生向けの事業や表彰の拡充検討。	<ul style="list-style-type: none">▶ 年に1回、各支部学自研との連携を図るために、6支部学自研委員長会議と学生活動企画委員会との合同会議を行う。

2	学生 Web 活動委員会 委員会 3~4 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Web を活用した学生に向けた情報発信の検討を行う。 ▶ 旧 Web マガジン Motor Ring に代わり、SNS(Facebook)を活用して、主に大学生向けの記事発信とページの運営管理をする。 	
3	技術中核人材育成委員会 委員会 3~4 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動車開発・製作セミナーを企画・運営する。 ▶ 座学編の e ラーニング(遠隔地を対象とした配信)について検討を進める。 ▶ アンケートなどを通じたインターンシップに関する調査支援活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ セミナー開催 ・ 座学編 1 回/年 ・ 見学編 3 回/年 ・ 走行実習編 2~3 回/年 ・ ものづくり編 1 回/年 ・ EV 回路編 1 回/年
4	技術者育成委員会 委員会 5~6 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技術者の継続能力開発(CPD)の支援を行う。 ▶ 自動車エンジニアレベル認定制度の普及拡大に努める。規則改定・施行を実施する。 ▶ 自動車工学講座(基礎講座、中級講座)を企画・運営する。 ▶ アジアでの自動車技術講習会の展開に向けた検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基礎講座 ・ 6~7 月 広島 ・ 8~9 月 名古屋 ・ 12 月 関西 ・ 1 月 本田 R&D ・ 3 月 東京 ・ 時期未定 タイ ▶ 中級講座等 3 月他
5	学生安全技術デザイン コンペティション 推進委員会 委員会 2 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学生による安全技術競技会が世界各国で輪番的に隔年開催される。日本代表チームを選考、国際大会へ派遣。またその支援実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際大会 ・ 2019 年夏/開催地未定
6	キッズエンジニア 実行委員会 委員会 3 回/年 幹事会 2 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学生を対象とした次世代エンジニア育成イベントの企画・運営を行う。2018 年は第 11 回目の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ キッズエンジニア 2018 ・ 7/27~28 横浜開催
7	教育会議 委員会 3 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 傘下委員会からの提案の審議 ▶ 技術教育賞の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項 ・ 選考委員会は教育会議議長が委嘱→教育会議委員で実施 ・ 選考経過・結果を教育会議議長から表彰会議へ報告、表彰会議にて承認・決定。 ▶ 自動車エンジニアレベル認定結果の承認 ▶ 大学院研究奨励賞及び学自研功労賞の承認(教育会議議長による承認のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技術教育賞 ・ 9 月より募集展開 ・ ~3 月に審査実施 ▶ 認定結果の承認 ・ 教育会議開催毎に実施

公益社団法人自動車技術会 教育会議組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、教育会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育会議組織)

第2条 教育会議組織は、本会の目的を達成するため、学童、学生及び社会人への社会教育活動並びに技術者育成事業を行うため、各種催事及び制度の企画・推進・調整を行う。

第3条 教育会議組織は教育会議と、その下部機構として次の委員会を置く。また、必要に応じ各委員会のもとに小委員会を置くことができる。

- (1) 学生活動企画委員会
- (2) 技術中核人材育成委員会
- (3) 技術者育成委員会
- (4) エンジニアレベル認定審査会
- (5) キッズエンジニア実行委員会
- (6) 学生安全技術デザインコンペティション推進委員会

2 前条の目的達成のため前項の各委員会又は小委員会以外のものが設けられる場合は、この教育会議のもとに設けるものとする。

第4条 教育会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 学童、学生及び社会人への社会教育活動
- (2) 技術者育成事業
- (3) 技術者のレベル認定事業
- (4) 優れた学生並びに技術教育に貢献した者及び団体の表彰
- (5) その他研究機関、学会、団体等との学生間の交流及び協力

(教育会議)

第5条 教育会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教育会議組織の事業の方針
- (2) 事業計画及び予算案の策定
- (3) 委員会等の活動の推進、委員会等との調整及び緊急事項の処理
- (4) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (5) 教育会議組織処理基準の制定及び改正
- (6) その他教育会議組織の目的達成のために必要な事項

第6条 教育会議の委員は、正会員の中から、総務担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 教育会議議長は総務担当理事がこれにあたる。

3 議長及び委員の任期は、本会役員の前回の改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、他の総務担当理事がその職務を代行する。

第7条 教育会議は、議長が招集する。教育会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、教育会議を代表し、議事を統括し、決定事項は理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

(学生活動企画委員会)

第8条 学生活動企画委員会は、学自研と連携をとり、学生活動に関する各種事業の企画実施及び調整を行うため、次の事項を審議する。

- (1) 学生を対象とした教育、人材育成に関するイベント及び事業の企画及び運営
- (2) 学生を対象とした国際交流に関連する事業の企画及び実施
- (3) 学生向けくるま情報誌「Motor Ring」の発行
- (4) 本部と支部の学生に関する事業の調整に関わる事項
- (5) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第9条 学生活動企画委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第10条 学生活動企画委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、学生活動企画委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(技術中核人材育成委員会)

第11条 技術中核人材育成委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 企業と学生が共同して実施する事業の企画及び運営
- (2) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第12条 技術中核人材育成委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第13条 技術中核人材育成委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、技術中核人材育成委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(技術者育成委員会)

第14条 技術者育成委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 技術者の継続能力開発に関する事業の企画及び実施
- (2) 技術者向け講習会の企画及び実施
- (3) 技術者の継続能力開発に関する関係諸団体との連携
- (4) その他教育会議組織処理基準に定める事項

第15条 技術者育成委員会の委員長は、正会員の中から、総務担当理事の推薦により、教育会議議長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長の推薦により、教育会議の承認を得て、教育会議議長が委嘱する。

- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、教育会議議長が指名した委員がその職務を代行する。

第16条 技術者育成委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、技術者育成委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は教育会議又は教育会議議長に提案・報告しなければならない。

(エンジニアレベル認定審査会)

第17条 エンジニアレベル認定審査会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、社団法人自動車技術会自動車エンジニアレベル認定規則によるものとする。

(キッズエンジニア実行委員会)

第18条 キッズエンジニア実行委員会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、社団法人自動車技術会キッズエンジニア運営規則によるものとする。

(学生安全技術デザインコンペティション推進委員会)

第19条 学生安全技術デザインコンペティション推進委員会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、社団法人自動車技術会学生安全技術デザインコンペティション運営規則によるものとする。

(処理基準)

第20条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、教育会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、教育会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、2009年5月1日から施行する。ただし、第1条の定款施行規程の適用条項の変更は、定款施行規程の改正が評議員会で承認された日から施行する。
- 2 社団法人自動車技術会学生活動企画会議組織規則（1988年1月1日施行）は廃止する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）